

事業名	新たな「豊島区基本構想・基本計画」の策定
------------	----------------------

セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの区民の声を反映させた新たな基本構想・基本計画を令和7年3月に策定 ・ 「理念」や「まちづくりの方向性」を区民の方々と共有するためのミニブックを作成
-----------------	---

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

豊島区の区政運営の最高指針となる「基本構想」は平成15年に、その実現に向けた取組の方向性を示す「基本計画」は平成28年に策定され、いずれも令和7年度末を計画期間としていたが、コロナ禍を経た社会情勢や区民ニーズの変化等を区政運営に早急に反映させるため、1年前倒して新たな基本構想・基本計画を策定した。

策定にあたっては、多くの区民と共に考え、意見を交換しながら「将来のまちの姿」を一緒につくりあげることと、区民目線での内容の分かりやすさを重視。公募区民の方々を含めた基本構想審議会での活発な議論、大学生や外国人等を対象に実施した「未来としまミーティング」、10代から80代までの幅広い世代が意見を交換した「区民ワークショップ」、子どもたちが「10年後の豊島区」を考えてくれた「としま子ども会議」、424件の意見が寄せられた「パブリックコメント」などで幅広く区民の声を集めた。

2. 目的

区民ニーズを的確に把握し、総合的・計画的な行政運営を行うため。

3. 内容

区民の声を基に策定した基本構想では、全体を貫く、まちづくりの基本的な考え方や行動指針として、「1 誰もがいつでも主役」、「2 みんながつながる」、「3 出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の「3つの理念」を掲げ、この理念を土台に、基本計画でこれからの区政が進める以下の「7つのまちづくりの方向性」を提示。

- ① 地域と共に支えあう安全・安心なまち
- ② 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち
- ③ 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち
- ④ 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち
- ⑤ 活気とにぎわいを生みだす産業と観光のまち
- ⑥ 共につくる地球にも人にもやさしいまち
- ⑦ 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

この「3つの理念」と「7つのまちづくりの方向性」による区政運営を区に関わる全ての方々と共に進め、区民が自分のまちを誇れる、「住み続けたい」と思える、そして区外の方からは「住みたい、訪れたい」と思われる「憧れのまち」を目指していく。

また、基本構想・基本計画の実現に向け、未来の区政を担う若手職員が主導して、区に関わる多様な主体に広く周知していき、区民の区政参画につなげるため、『基本構想・基本計画ミニブック』を作成。

4. 計画期間

- ・ 基本構想：2025(令和7)年度～2034(令和16)年度の10年間
- ・ 基本計画：2025(令和7)年度～2029(令和11)年度の5年間



基本構想・基本計画(全編)

<p>事業名</p>	<p>区民による事業提案制度</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「区政を推進するための区役所改革」の取組の一つとして実施 ・区民が事業提案し、区民の投票により予算案に盛り込む事業を選定する制度で、5月1日から6月13日まで提案募集 ・募集テーマは「多様性の尊重・多文化共生」または「こころと体の健康づくり」 ・募集締切後、提案内容の審査を行ったうえで、8月～9月上旬に区民投票を実施予定

事業の内容

1. 事業内容

- ・豊島区に新たに事業化してほしい取組を区民から具体的に提案いただくとともに、その中から、区民による投票により、実現する提案を決定する「区民による事業提案制度」を、令和5年度から実施。
- ・昨年度は「防災」及び「デジタル」のテーマで提案を募集。78件の提案が集まり、区民投票によって6件の提案が選定され、5つの事業として令和7年度予算に計上した。
- ・今年度も昨年度と同様のスキームで事業を行い、決定された提案は令和8年度予算案に計上する。

2. 目的

- ・従来の発想にとらわれない新たな視点から、課題の抽出及び課題解決を目指す。
- ・区政に係る諸課題に対する提案を区民から募集し、さらに区民が直接選ぶことにより、区民の声を直接施策に反映させる区政参画の仕組みを構築する。
- ・「事業提案」という形で、これまでつながりにくかった区民との新たなつながりを確保する。

3. 募集テーマ

- ①「多様性の尊重・多文化共生」 ②「こころと体の健康づくり」

(テーマとした理由)

- ・「多様性の尊重・多文化共生」…平和と人権の尊重やジェンダー平等、女性のエンパワーメントの推進、性別等に起因した様々な困難を抱える人々への支援の充実、外国人の活躍推進等は、基本計画の理念に掲げる「誰もがいつでも主役」の実現に向け、分野横断的に取り組んでいく共通の方針である。この方針を踏まえ、多様性の尊重や多文化共生に関する取組は区として速やかに実施していく必要があるため。
- ・「こころと体の健康づくり」…年代・性別ごとに健康課題は様々であり、精神の不調や疾患を抱える方も増えている。新保健所の開設(R8年度)も予定されている中、健康に向けた取組の加速は区としても特に注力していくべき課題の一つであるため。

4. 対象

- ・豊島区内に在住・在勤・在学の方(年齢制限なし) ※区職員・区議会議員等は対象外
- ・豊島区内に活動拠点を有する、企業・団体・学校・グループ

5. 上限額

提案1件につき1000万円を上限とする

6. スケジュール

- ・5月1日～6月13日 提案募集
- ・7月頃 提案内容の確認・審査
- ・8月～9月上旬 区民投票(インターネット及び投票用紙により投票)
- ・9月中旬～12月 投票結果を踏まえ、各事業の令和8年度予算案を作成
- ・令和8年2月～3月 区議会の議決を経て事業化

豊島区ホームページ
「区民による事業提案制度」



事業名	豊島区困難女性支援基本計画の策定
-----	------------------

セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念に、本計画の策定がすべての人の人権尊重や福祉の増進に寄与することを明記 ・ 3年間にわたる「すずらんスマイルプロジェクト」の取組(届ける情報発信、民間団体との連携、庁内組織横断)のノウハウを活かした困難女性支援のための取組や事業を掲載 ・ 「若年女性支援の充実」を施策として打ち出した
----------	--

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

令和6年4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、区市町村において、支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務となった。

本区は令和3年1月に「すずらんスマイルプロジェクト」を立ち上げ、また、令和5年10月に同法に規定する「支援調整会議」の若年女性版試行モデルである「すずらん・ネット会議」を全国に先駆けて設置するなど、若年女性支援において、先駆的な取組を進めてきた。こうした背景のもと、同会議委員から、区市町村計画のモデルとなるような計画を策定してもらいたいという要望をうけ、区長の附属機関である豊島区男女共同参画推進会議での審議を経て、本計画を策定した。

2. 目的

人権擁護とジェンダー平等の理念のもと、行政及び関係機関、民間団体等の協働により、困難な問題を抱える女性とその意思を尊重されつつ、早期から切れ目なく、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる環境を整えることにより、全ての人々が安心、かつ自立して暮らせる社会を実現していくことを目的とする。

3. 内容

年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的被害、予期せぬ妊娠など女性特有の問題、不安定就労、経済的困窮、孤立などの社会経済的状況等、様々な要因で生きづらさを抱える女性(性自認を含む。)を対象とし、「困っている女性をともに支えるまち」を目標に、以下の7つの施策を、民間団体等と協働して進めていく。

- ① 早期把握のための仕組みづくり
- ② 健康・生活・就労・居住支援の充実
- ③ 若年女性支援の充実
- ④ 複合的課題を抱える女性への支援
- ⑤ 庁内外支援体制の整備
- ⑥ 民間団体や関係機関との協働の推進
- ⑦ 困難女性支援に対するすべての人の理解の促進



豊島区困難女性支援基本計画(全編)

さらに、各施策の一つ、区が特に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」と位置付けて推進していく。

4. 計画期間

令和7年度から令和8年度までの2年間

事業名	豊島区スポーツ推進計画の策定
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none">・ 注目を集める「e スポーツ」について、区の考え方を初めて明記・ 令和6年度のとしま子ども会議において、スポーツに関するテーマについて子どもたちから意見を表明してもらい、新たな計画の取組事業に取り入れた・ 区が力を入れている子どもに関する施策や区の特徴である区内大学との連携に関する施策などに関連するスポーツ施策を「としまらしさ」としてピックアップして記載

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

令和6年度末をもって現行のスポーツ推進計画の計画期間が終了。

国際的なスポーツイベントの開催などを通じたスポーツへの気運の高まりや、近年のスポーツを取り巻く環境の変化などを的確に捉え、スポーツを通じて区が目指すまちの姿を実現するための施策を示していくために、新たなスポーツ推進計画を策定した。

2. 目的

新たなスポーツ推進計画の基本理念を「スポーツでみんながつながり、笑顔あふれるまち としま」と定め、いつでも、どこでも、いつまでも、そして誰とでもスポーツを楽しむことができる機会を充実させることで、スポーツを通じて人と地域がつながり、いきいきと輝き、笑顔があふれるまちを実現していくことを目的とする。

3. 内容

新たなスポーツ推進計画で定めた基本理念のもと、「Ⅰ 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるまちの実現」、「Ⅱ スポーツを通じた多様性の実現と人と人が支え合う共生社会の実現」、「Ⅲ スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現」の3つの基本目標を掲げ、この目標の実現に向けて、各施策を展開していく。

近年注目を集めている、e スポーツやアーバンスポーツなどの新たなスポーツの普及、障害の有無などに関わらずスポーツに親しむことのできるパラスポーツやインクルーシブスポーツの普及、本区で数多く生活している外国籍の方々のスポーツ活動の推進など、最新のスポーツの動向を捉えるとともに、豊島区ならではの特色を生かした取組内容について広く記載している。

区民ならびに在学、在勤など、豊島区に関わる方々(年齢、性別、国籍、障害の有無に関わらず)をはじめ、スポーツ関連団体、スポーツ推進委員、民間事業者、大学、学校など数多くの主体が相互に連携、協力することで取組を進めていく。

4. 計画期間

- ・ 令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)の10年間
- ・ 前期の5年間が経過した時点で中間の見直しを行う。



事業名	豊島区生涯学習推進ビジョン(2025-2029)の策定
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none">・ 基本理念として「ともに学びあい、よりよい生き方、よりよいまちへ」を新たに掲げ、生涯学習の更なる発展の道筋を示すビジョンとして策定・ 3つの重点取組として「子ども・若者の学びの支援」「多文化理解の促進」「生涯学習施設の機能強化」を設定・ 気軽に手に取って読んでいただけるようにビジョンの概要版を作成し、周知を行う

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

本区では、令和2年10月に「豊島区生涯学習推進ビジョン(2020-2024)」を策定し、生涯学習に関する取り組みを進め、多くの方々とともに学びの場を広げてきた。この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活様式は大きく変化し、オンライン学習やリモートワークの普及、社会的距離の確保などが日常となり、人々のつながりのあり方そのものを問い直す時代へと移行した。さらに、急速に変化する社会環境や多様化するニーズへの対応、デジタル技術の進展、そして人生 100 年時代を迎える中で、学びの手法にも新たな課題が顕在化している。これらの時代の要請に応え、生涯学習のさらなる発展を図るため、今後の道筋を示す新たなビジョンとして、「豊島区生涯学習推進ビジョン(2025-2029)」を策定した。

2. 目的

基本理念「ともに学びあい、よりよい生き方、よりよいまちへ」を新たに掲げ、年齢やライフステージ、ライフスタイルに関わらず、全ての人が学び続けることを可能にし、学びが充実した人生の原動力となるとともに、相互の学びあいを通じて人と人がつながることで、地域コミュニティが活性化し、新しいアイデアと活力に満ちたまちを実現していくことを目的とする。

3. 内容

- ・ 基本理念 「ともに学びあい、よりよい生き方、よりよいまちへ」 → 今回新たに設定
- ・ 目標 「学びの循環を広げる『としま学びスタイル』の実現」
- ・ 目標を実現するための方針 「つどう」「つながる」「つくりだす」
- ・ 重点取組3つ

「子ども・若者の学びの支援」「多文化理解の促進」「生涯学習施設の機能強化」 → 今回新たに設定

将来的な社会教育人材となる子ども・若者に向けた学び、部活動の地域連携・地域移行、本区で増加傾向にある留学生や外国籍の方に向けた学び、生涯学習の中心的役割を担う施設の強化、大学や図書館など多様な主体との連携強化、社会教育人材の活用など、本区の特徴を踏まえた重点取組を設定した。これにより、これまでの学びの歩みを継承しつつも、学びの推進基盤のさらなる強化を目指す。

4. 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の5年間



豊島区生涯学習推進ビジョン(全編)

事業名	豊島区環境基本計画2025—2030の策定
-----	-----------------------

セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民、特に20年後、30年後の社会を担う子ども・若者の声を重視し、計画に反映 ・ 「2050 としまゼロカーボン戦略」を統合し、同戦略で定めた 2030 年度における温室効果ガス排出量の削減目標(2013 年度比 50%削減)を本計画の目標値として継続 ・ 共通目標に区の率先行動を追加して設定
----------	---

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- 平成31(2019)年3月 「豊島区環境基本計画 2019-2030」を策定
- 令和2(2020)年 内閣府より、「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定
国が 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言
- 令和3(2021)年 23区で3番目となる「ゼロカーボンシティ」を宣言
- 令和4(2022)年 「2050 としまゼロカーボン戦略」を策定
- 令和5(2023)年 「豊島区環境基本条例」を改定。2050 年脱炭素社会の実現を目指すことを明記
- 令和7(2025)年 「環境基本計画 2019-2030」の中間見直し、「環境基本計画2025—2030」を策定

2. 目的

区の環境保全に関する目標、施策の方向、施策の推進方法を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

3. 内容

豊島区の目指すべき新たな環境都市像「みんなが主役 地球にも人にもやさしい持続可能なゼロカーボンシティとしま」を実現していくための柱として、4つの基本目標とそれを支える共通目標を加えた5つの目標を掲げた。

- ・ 基本目標Ⅰ 地球温暖化対策: 気候変動に適応し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるまちを目指す
- ・ 基本目標Ⅱ 自然共生: みどりや生きものの豊かさを育み、人と自然がつながるまちを目指す
- ・ 基本目標Ⅲ 資源循環: ごみを出さないくらしと資源の循環に協働して取り組むまちを目指す
- ・ 基本目標Ⅳ 快適環境: すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまちを目指す
- ・ 共通目標 区の率先行動及び教育・連携:
区が環境にやさしい取組に率先して取り組み、人にも地球にもやさしく行動する人の輪を広げるまちを目指す

目標達成に向けて、環境への負担の少ない持続可能な社会を、区に関わる全ての主体と協働してつくり、次の世代を担う子どもたちの将来を見据え継承していくとともに、2050年までのゼロカーボンシティの実現を目指す。

4. 計画期間

令和7年度(2025 年度)から令和 11年度(2029年度)の5年間



豊島区環境基本計画(全編)

<p>事業名</p>	<p>豊島区子ども・若者総合計画の策定</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化対策、児童虐待や貧困、多様な視点による施策の展開等、子ども・若者、子育て家庭に係るあらゆる課題に包括的に対応する総合計画の策定 ・ 区のあらゆる取組へ子ども・若者等の意見を反映するため、豊島区独自の手法である『豊島区子ども・若者アクションステップ』を新たに導入し、計画を推進 ・ 子どもの意見を基に、新たに「計画子ども版」を作成

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 令和5年4月に「こども基本法」が施行され、地方公共団体に子どもの意見の反映が義務付けられたほか、国の「こども未来戦略」では、保育政策について、量の拡大から質の向上へ政策の重点を移す方針を提示。
- ・ 子ども関係法令に基づき区が定めている「豊島区子ども・若者総合計画」の計画期間が令和6年度に終了することに伴い、社会状況の変化、また子ども・若者を始めとする計画対象の意識・意向を踏まえ、こども基本法に基づく「こども計画」、児童福祉法に基づく「社会的養育推進計画」を新たに包含し、計画を改定した。

2 計画の内容

- ・ 「子ども・若者とともにつくる 子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区」を目指し、基本理念の実現のため、子ども・若者・子育て家庭のライフステージに併せ、6つの目指す姿に向けて、必要な取り組みを進めていく。

目指す姿Ⅰ：子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

目指す姿Ⅱ：妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

目指す姿Ⅲ：子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

目指す姿Ⅳ：若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

目指す姿Ⅴ：子ども・若者が 安心して 生きることができるまち

目指す姿Ⅵ：区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

- ・ 区政への子ども・若者意見のさらなる反映を目指して、事業検証の仕組みに、「子ども・若者等の意見聴取・反映」のステップを盛り込む「豊島区子ども・若者アクションステップ」を新たに導入し、計画を推進。
- ・ 計画の理念を区政において具現化するため、子ども版を作成。案段階から子どもの意見を反映している。

3. 対象

子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭

4. 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の5年間



豊島区子ども・若者総合計画(全編)

<p>事業名</p>	<p>豊島区教育ビジョン2025の策定</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度から令和11年度までの5年間で、豊島区教育委員会として取り組むべき基本方針を示している ・ 「豊島区基本計画」及び「豊島区教育大綱」を踏まえて、区長部局と教育委員会が連携して教育政策を展開していく ・ 豊島区のすべての子どもの学習意欲とウェルビーイングの向上を目指す。

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

前計画である「豊島区教育ビジョン 2019」は計画期間が令和元年度から令和6年度末までとなっているため、新たな計画を策定した。

2. 目的

教育基本法第 17 条第 2 項において、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考にしつつ、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

「豊島区教育ビジョン 2025」(豊島区教育振興基本計画)は、コロナ禍を経て、大きく変化した社会環境や、今日の教育現場を取り巻く課題、豊島区の実情を踏まえ、今後5年間の豊島区における教育政策に関する基本方針、基本施策を定めている。

3. 内容

本教育ビジョンでは、目指す子どもたちの将来像として「豊島区のすべての子どもの学習意欲とウェルビーイングが向上」を掲げ、「豊島区基本計画」及び「豊島区教育大綱」等と整合性を図りつつ、5つの基本方針と18の基本施策で構成されている。

- ・ 基本方針1:「知」「徳」「体」の教育内容の充実」
- ・ 基本方針2:「就学前教育の充実」
- ・ 基本方針3:「多様な子どもに対する支援の充実」
- ・ 基本方針4:「教育環境の整備」
- ・ 基本方針5:「学校と家庭・地域との連携」

また、基本施策には、新たに小中連携教育の推進、学校図書館の充実を追加した。

新たな教育ビジョンを区ホームページへの掲載やSNSを活用した情報発信などにより、保護者や教職員、関係機関への周知を行う。計画内容を誰にでもわかりやすくお伝えできるよう「概要版」も作成し、児童・生徒もタブレットパソコンから閲覧できるようにしている。

4. 計画期間

- ・ 令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の5年間
- ・ 令和7年度より年次計画を策定し、計画の進捗管理を図っていく。



事業名	学校教育推進体制の強化
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none">・ 教育現場と行政に精通した教育長の就任・ 教育委員を1名追加し6名体制に強化。新たに弁護士が委員に就任・ 不登校対策強化のため、不登校対策スーパーバイザーを起用・ 学校支援担当課長を新設

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 令和6年10月、今後の本区の教育の目指すべき方向性を示す「豊島区教育大綱」を新たに策定。
- ・ 教育大綱に掲げた、「未来を切り拓く 笑顔で元気な “としまっ子” が育つまち」の実現に向けて、教育現場の状況を十分に把握しながら、教育委員会と区長部局が連携した積極的な取組みを推進していくために体制の強化を図る。

2. 就任・経歴

(1) 新教育長の就任

氏名:清野 正(きよの ただし) 任期:令和7年4月1日から令和8年1月4日(新任)

主な経歴: 平成21年度 豊島区教育委員会事務局指導課統括指導主事

平成23年度 江戸川区立松江第六中学校校長

平成25年度 豊島区教育委員会事務局指導課長

平成31年度 東京都教育庁指導部国際教育推進担当課長

令和5年度 渋谷区立渋谷本町学園統括校長

(2) 不登校対策スーパーバイザー*の起用

氏名:黒沢 正明(くろさわ まさあき) 任期:令和7年4月1日から令和8年3月31日(新任)

主な経歴: 平成25年度 八王子市立高尾山学園(学びの多様化学校)校長

令和5年度 文部科学省学びの多様化学校マイスター

令和6年度 豊島区不登校対策委員

※区立小・中学校を訪問し、教職員への指導および助言を行う。また、教職員向けの講演会の講師も務める

(3) 教育委員を6名体制に強化

氏名:松宮 徹郎(まつみや てつお) 任期:令和7年4月1日から令和11年3月31日(新任)

主な経歴: 平成20年 千葉県船橋市立小学校常勤講師

平成21年(～現在) 池袋市民法律事務所弁護士

令和2年(～現在) 東京都児童相談所非常勤弁護士

令和6年(～現在) 学校問題解決サポートセンター専門家(東京都教育相談センター)

(4) 学校支援担当課長の新設

学校支援体制の強化、教育現場における ICT 環境整備と活用の一体的推進のために、新設。

コミュニティ・スクール、部活動の推進、学校 ICT の環境整備・活用推進などを分掌する。

事業名	「小1の壁」対策 おはようクラス・おかえりサポート全校実施
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもの朝の居場所づくりだけでなく、帰宅時の見送りがダブルで支援・ 朝と夕方の両方のサポートは23区初・ 働く保護者の「小1の壁」の負担を軽減し、仕事と子育ての両立を支援

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

昨今、小学校進学を機に子どもの預け先がなくなり、仕事と子育てが両立できなくなる、いわゆる「小1の壁」が全国的な課題となっている。本区でも、昨年8月、学童クラブに通う児童の保護者を対象にアンケート調査を実施したところ、児童よりも早く保護者が出勤するため、登校時間まで児童ひとりで自宅で過ごしたり、早めに登校し校門が開くまで学校前で待つ児童が多いことが分かった。

こうした状況を踏まえ、令和7年1月より駒込小学校、清和小学校で試行実施を行っていたが、令和7年4月より区立小学校22校(全ての小学校)で本格実施する。

2. 目的

働く保護者の「小1の壁」の負担を軽減し、仕事と子育ての両立を支援する。

3. 内容

以下の事業について、区立小学校22校で令和7年4月10日(木)(入学式翌日)から実施する。
実施にあたり、年度末に保護者アンケートを行う等、最新のニーズを把握し事業改善に努める。

- ・ おはようクラス(朝の預かり):
平日7時45分から登校時間まで、学校用務員が子どもスキップまたは指定の教室で児童を見守る。
- ・ おかえりサポート(帰宅時の見送り):
平日16時~18時の間、児童を方向別に分け、シルバー人材センター会員が暗い道や交通量の多い道を安全が確認できる地点まで見送る。

4. 対象

- ・ おはようクラス(朝の預かり): 事前登録者 168名
当該小学校に通う新小学1年生で、学童クラブ登録者かつ長期休暇中等の9時前利用を申請している児童
- ・ おかえりサポート(帰宅時の見送り): 主に学童クラブ登録者(学年は問わない)

5. 事業費

1,925万3千円

事業名	GW 特別応援隊！子どもの食を応援します
セールスポイント	<ul style="list-style-type: none">・ 物価高騰で食料品の値上がりが続く中、食品の確保に不安を抱えるひとり親家庭にGW 連休中もしっかり食べて元気に過ごせるよう、食品の提供を行う・ 備蓄物資や寄付いただいた食品を活用し、区とチームとしまの公民連携で支援

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 物価高騰で食品の値上がりが続いている中、特にひとり親家庭などは食品の確保に不安を抱えている。
- ・ GW 連休期間の給食がない休みにも、子ども達が安心して食べて過ごせるよう支援が求められている。
- ・ 区内企業から寄付いただいた食品と防災備蓄を必要な家庭に提供して、子どもの食を支援する。

2. 目的

- ・ 給食のない GW 連休中のひとり親家庭の子ども達の食を支援するため。

3. 内容

物価高騰で食料品などの値上がりが続いている中、備蓄物資や寄付いただいた食品などを活用し、食品の確保に不安を抱えるひとり親家庭に対して、食品の配布を行う。また、食料配布と合わせて、ひとり親家庭のお悩み相談に結びつく各種情報提供を行っていく。

提供期間：4月29日(火・祝)、30日(水)

時間：両日とも10:00~18:00

会場：区役所1階としまセンタースクエア

配布食品：

- ・ アルファ化米・保存水・クラッカー・クッキー・ビスケット・水などの備蓄物資
- ・ チョコレート・野菜ジュース・液体ミルクなどの寄付物資

提供方法：対象のひとり親家庭等には、事前に案内(食料引換券チラシ)を送付し、必要な食品を持ち帰ってもらう。

4. 対象

- ・ 豊島区内にお住まいで児童扶養手当の受給資格のある方 1,097 世帯

事業名	熱中症対策の本格始動（としま涼みどころ事業・公園における対策）
------------	---------------------------------

セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> 区内の約40の区立施設等を「クーリングシェルター」「としま涼みどころ」に指定 豊島区薬剤師会と連携し、34か所の薬局を「涼みどころ薬局」として開設 としまみどりの防災公園(イケ・サンパーク)に親水施設(じゃぶじゃぶ池)が誕生
-----------------	--

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 極端な高温等による健康被害へのリスクが高まり、都内でも熱中症による死者が増加しているなど、特に高齢者や子ども等、熱中症弱者の命を守るための取組が必要とされている。
- ・ 区では昨年度に続き、区民ひろば等約40の区立施設等を「クーリングシェルター」「としま涼みどころ」として指定。さらに区薬剤師会の協力により、約30の薬局を「涼みどころ薬局」として開設。
- ・ 区立公園においても、昨年度より開始した日除け用テント等の設置のほか、としまみどりの防災公園では、水遊びエリアが新たに誕生し、夏季の暑さ対策を取りながら、子どもたちが楽しく遊べる施設となった。

2. 目的

- ・ 自宅や屋外で暑さを感じた際に気軽に立ち寄ることができる場所の提供や、施設における熱中症予防の機能を付加することにより、近年ますます深刻化する熱中症リスクから区民の健康を守る。

3. 内容

(1) としま涼みどころ、涼みどころ薬局

種別	施設名 ※()は施設数	開設期間	設置数
としま涼みどころ	区立施設： 地域区民ひろば(24)、図書館(6)、男女平等推進センター、健康プラザとしま、みらい館大明、豊島体育館、東池袋フレイル対策センター、としま区民センター 民間施設： アトリ工村、池袋ほんちょうの郷、ゆたか苑、菊かおる園	4月23日(水)～ 10月22日(水)	40か所 (区立施設36、 民間施設4)
涼みどころ薬局	区内一部の薬局		34か所

※気候変動適応法に基づく「クーリングシェルター」はとしま涼みどころの区立施設に池袋保健所、長崎健康相談所、池袋防災館を加えた39か所を指定。

(2) としまみどりの防災公園(イケ・サンパーク)の水遊びエリア(じゃぶじゃぶ池)

稼働期間	ゴールデンウィーク	午前10時～午後5時(毎日)
	ゴールデンウィーク後～6月下旬	午前10時～午後5時(土日)
	6月下旬～9月中旬	午前9時～午後5時(毎日)

事業名	おたふくかぜワクチン予防接種
セールスポイント	小学校就学前 1 年間の幼児を対象とした、おたふくかぜワクチン2回目接種費用の半額程度 (3,000 円)の助成を行う。

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ おたふくかぜワクチンの任意予防接種費用について、平成24年度より一部助成を開始し、平成28年度より全額助成を開始(助成は一人1回まで)した。対象者は1歳から3歳に至るまでの幼児
- ・ 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において定期接種化が検討されているが、現在も任意接種である。
- ・ 日本小児科学会は、1歳と小学校就学前1年間の計2回の接種を推奨している。

2. 目的

おたふくかぜの予防促進及び区民の費用負担軽減

3. 内容

おたふくかぜワクチン任意接種について、2回目接種費用の半額程度(3,000 円)を助成する。

※助成額内訳 (区 1,500 円、都 1,500 円)

4. 対象

おたふくかぜ2回目接種を希望する小学校就学前1年間の幼児

※令和7年3月26日に、豊島区または新宿区の指定医療機関で接種できる予診票を郵送

5. 事業費(特財・一財内訳)

5,931 千円 (特財 2,965 千円、一財 2,965 千円) 都補助金:医療保健政策区市町村包括補助金費

※おたふくかぜワクチンの接種助成経費(1回目・2回目)の総事業費

1,948 万 2 千円 (特財 9,740 千円、一財 9,742 千円) 都補助金:医療保健政策区市町村包括補助金費

6. 今後の見通し

令和8年度以降も助成事業を継続予定

<p>事業名</p>	<p>南池袋二丁目 28 番街区地区</p>
<p>セールスポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再開発準備組合から南池袋二丁目 28 番街区における都市計画(素案)が提出 ・ 地区内における機能更新と併せて、重要な都市基盤である南池袋公園、グリーン大通り、アニメイト通りの更なる強化に資する整備により、魅力ある商業・業務機能等の集積と人中心で回遊性のある都市空間の形成に寄与

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

令和元年度～ 地権者勉強会開催(全4回)

令和2年度～ 地権者協議会開催(全4回)

令和3年度～ 南池袋二丁目 28 番街区地区市街地再開発準備組合設立

2. 目的

複数の敷地を統合し、街区単位で建築物を更新するとともに、計画地内外において、3つの重要な都市基盤(南池袋公園・グリーン大通り・アニメイト通り)の更なる強化に資する整備を実施することで、魅力ある商業・業務機能等の集積と人中心で回遊性のある都市空間の形成に寄与

1. 南池袋公園との一体的な空間整備による、回遊と活動の拠点機能の強化

2. 池袋駅前のシンボルストリートとして、東西都市軸(みどりの骨格軸)のみどりと賑わいの連続性強化

3. 南池袋公園と中池袋公園をつなぐ最重要路線としてのアニメイト通り等において、安全で快適な歩行者ネットワークを形成



3. 内容

再開発準備組合より、提出された都市計画(素案)を受けて、区は、都市計画(原案)を作成し、公告・縦覧を行う。また、地区計画内の土地建物所有者及び利害関係人を対象とした意見募集を行う。

今後、意見募集結果等を受け、都市計画案を作成し、令和 7 年6月下旬に区民及び利害関係人の皆さまに広く意見募集を行い、令和13年度(2031年度)の完成を目指す。